

○旭川市廃棄物最終処分場規則

昭和59年4月1日規則第11号

旭川市廃棄物最終処分場規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)の管理及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 処分場の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置	名称
旭川市江丹別町芳野	旭川市廃棄物処分場

2 市長が必要と認めた場合は、前項の処分場以外に別に処分場を開設することがある。

(開設日及び開設時間)

第3条 処分場の開設日は、日曜日及び1月1日から3日までを除く毎日とする。

2 処分場の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後3時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、臨時に開設日及び開設時間を変更することがある。

(搬入できる廃棄物の範囲)

第4条 処分場に搬入できる廃棄物は、旭川市域内で排出した物であつて次の各号に定める物でなければならない。

- (1) 燃やせるごみ及び再生資源となる物を取り除いた物
- (2) 可能な限り破砕等の前処理をした物で埋立作業に支障のない形状をしたもの
- (3) 排出者による自家処理が困難な物

(搬入できない廃棄物)

第5条 **別表**に掲げる廃棄物は、処分場に搬入できない。

(廃棄物の検査)

第6条 市長は、処分場において、処分場に搬入される廃棄物の内容を検査するものとする。

(搬入の申請)

第7条 処分場に廃棄物を搬入する者(以下「搬入者」という。)は、廃棄物の搬入量が1週間当たり20トン以上であるときは、あらかじめ市長に廃棄物搬入許可申請書(**様式第1号**)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、搬入に支障がないと認めたときは、廃棄物搬入許可書(**様式第2号**)を交付するものとする。

(運搬上の注意)

第8条 搬入者は、廃棄物の運搬途上において、廃棄物が飛散流出し、又は悪臭を放つことがないように必ず廃棄物に覆い、こん包等の処置をしなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第9条 搬入者は、処分場内において、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、時速30キロメートル以下の速度で通行すること。
- (2) 投棄場への進入及び投棄の方法については、係員の指示に従うこと。
- (3) 投棄場においては、車両の内外を問わず火気の使用及び喫煙をしないこと。

(損害賠償)

第10条 搬入者が、市の管理する構造物、車両、器具等を破損し、又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、市長が定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(搬入の拒否)

第11条 市長は、搬入者が第4条に規定する廃棄物以外のもの又は**別表**に規定する廃棄物を搬入しようとしたとき並びに第7条から第9条までの規定に違反したときは、搬入を拒否するものとする。

(入場の許可)

第12条 処分場内に廃棄物の搬入以外の目的で入場しようとする者は、あらかじめその目的を明らかにし、市長の許可を受けなければならない。

(職員)

第13条 処分場に所長を置く。

2 処分場に主査, 主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は, 上司の命を受けて処分場の事務を掌理し, その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は, 上司の命を受けて主査の事務を処理し, その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は, 上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は, 上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 処分場は, 次の事務を分掌する。

(1) 処分場(旧中園廃棄物最終処分場を含む。第6号及び第7号において同じ。)の維持管理に関する
こと。

(2) 廃棄物の組成の分析及び埋立処分計画に関すること。

(3) 廃棄物搬入量の調査に関すること。

(4) 搬入者及び排出者の指導に関すること。

(5) ごみ埋立処分手数料に関すること(減免に関するものを除く。)

(6) 処分場の調査, 計画, 設計及び施工に関すること。

(7) 処分場の設計図書の審査, 監督及び検定に関すること。

(8) その他処分場に関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項については, 市長が別に定める。

附 則

この規則は, 昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月26日規則第37号)

この規則は, 平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第10号)

この規則は, 平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第6号)

この規則は, 平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第15号)

この規則は, 平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日規則第56号)

この規則は, 平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第13号)

この規則は, 平成19年4月1日から施行する。ただし, 第4条第1号, 様式第1号及び様式第2号の改正
規定は, 同年8月1日から施行する。

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第7号)

この規則は, 平成30年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和3年3月24日規則第7号)

この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

別表

搬入できない廃棄物

区分	例示
(1) 産業廃棄物	燃えがら, 汚泥, 木くず, 建設廃材, 廃プラスチック, ゴムくず, 鋳さい, ばいじん, 廃油, 廃酸等
(2) 有毒物・有害物	次に掲げるものに含まれるPCBを使用する部品

	廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ 農薬, 劇薬その他毒性物質が混入している物 法令で埋立処分が禁止されている物
(3) 火気のある物・引火性の物	燃えがら, 残焼物で火気のある物 高温の物 火薬, 塗料, ガスボンベ, 溶剤等
(4) 著しい悪臭又は汚水を出す物	し尿, 腐敗した動植物性残さ等
(5) 処理困難物	消火器, バッテリー, タイヤ, 自動車, バイク, 農耕作業用大型機械, ピアノ, 浄化槽等
(6) 感染性廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着した ガーゼ, 注射針等の感染性病原体を含む, 又 はそのおそれのある廃棄物

様式第1号

廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

所在地

申請者 事業所名

代表者名

旭川市廃棄物最終処分場管理規則第7条の規定により, 廃棄物の搬入について許可を受けたいので申請します。

事業区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理業 <input type="checkbox"/> 自己処理 <input type="checkbox"/> ()		連絡先	担当者名	
				電話番号	— 内線
搬入計画	ごみ排出源				
	ごみの種類	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ・粗大ごみ <input type="checkbox"/> 焼却残さ <input type="checkbox"/> せんでい木・草根			
	搬入台数	日	平均台	年間約台	延べ搬入量 約 トン
	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	ごみ飛散防止策	<input type="checkbox"/> シートで覆いをする <input type="checkbox"/> ネットで覆いをする <input type="checkbox"/> その他 ()			
	ごみの前処理	<input type="checkbox"/> 切断・破碎 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	運搬車両	<input type="checkbox"/> 自己所有車両 <input type="checkbox"/> 借上車両 ()			
添付書類	<input type="checkbox"/> 車検証(写し) <input type="checkbox"/> 車両内訳表 <input type="checkbox"/> その他 ()				

様式第2号

廃棄物搬入許可書

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者名 様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあった廃棄物最終処分場への廃棄物の搬入については、これを許可します。ただし、次の事項を守ってください。

1 許可事項

事業区分				
ごみの種類				
搬入台数	平均	台	延べ搬入量	約 トン
搬入期間	年 月 日から		年 月 日まで	

2 遵守事項

- (1) 廃棄物の運搬に当たっては、必ず廃棄物にシート等で覆いをし、荷台から廃棄物を飛散流出させないこと。
- (2) 搬入の都度、ごみ埋立処分手数料を納付すること。
- (3) せんてい木は、長さ50センチメートル以下、直径50センチメートル以下に切断、破碎すること。
- (4) 産業廃棄物は、搬入できません。
- (5) 廃棄物の搬入及び投棄に当たっては、係員の指示に従うこと。